

群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会外国語教育部会運営内規

平成23年4月1日 制定
改正 平成26年4月1日
平成28年4月1日
平成28年7月1日
平成29年4月1日
平成29年5月1日

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会内規第8条第3項の規定に基づき、外国語教育部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、大学教育における外国語教育に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学教育における外国語教育の改善及び評価に関すること。
- (2) 教養教育の外国語の授業計画、授業担当及び時間割の編成に関すること。
- (3) その他大学教育における外国語教育の実施に関すること。

(組 織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 外国語教育部会長（以下「部会長」という。）
- (2) 教養教育部会長
- (3) 大学教育センターの主担当を命ぜられた外国語担当教員
- (4) 各学部等から選出された教員 各1人
- (5) ドイツ語及びフランス語科目担当教員のうち部会長が指名する者 各1人
- (6) 国際センターから選出された教員 1人
- (7) その他センター長が指名する者

2 前項4号から7号の部会員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代行する。

(副部会長)

第5条 部会に、副部会長を置くことができる。

- 2 副部会長は、センター長が指名する部会員をもって充てる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐する。

(会 議)

第6条 会議は、部会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会員以外の者の出席)

第7条 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞

くことができる。

(事務)

第8条 部会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成28年4月1日から施行する。

2 この内規施行前に、第3条第5号に規定する部会員である者のうち、ドイツ語及びフランス語科目担当教員である者は、この内規施行により第3条第5項の規定により指名された者と、第3条第5号に規定する部会員である者のうち、国際教育・研究センターから選出された教員である者は、この内規施行により第3条第6号の規定により指名された者と、第3条第5号に規定する部会員である者のうち、センター長が指名した者は、この内規施行により第3条第7号の規定により指名された者とみなし、その任期は、第3条第2項にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この内規は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年5月1日から施行する。